

解体業、破砕業に係る規制等について

	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	（参考）都道府県・政令市における運用事例	シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具の事前選別ガイドライン（平成7年6月27日付厚生省産業廃棄物対策室長通知）	使用済み自動車リサイクル・イニシャティブ（平成9年4月通商産業省策定）
目的・趣旨等	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする（法第1条）		平成7年廃棄物処理法改正において、自動車等破砕物の埋立処分基準が強化され、安定型産業廃棄物としての埋立処分が原則禁止されたことを踏まえ、現時点において技術的に実施可能な限りで自動車等破砕物の埋立処分に伴う環境負荷をより一層低減するための適正処理方策を示したものの。	環境汚染の防止、健全な自動車産業の発展等に寄与する観点から、使用済み自動車の処理に関する諸問題を解決し、リサイクルを促進するために関係者が実施しなければならない若しくは実施すべき事項を提示したものの。
1. 施設の基準	< 産業廃棄物処理業（収集・運搬又は処分）の許可の基準 >	< 解体業者等に関する許可要件 >	< 施設の基本事項 >	< 解体事業者等の責務 >
流出の防止	産業廃棄物の飛散、流出及び悪臭の漏出のおそれのない施設	事前選別を行う施設外への雨水等の流出を防止できる開きよその他の設備設置 隣接地に雨水が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設置 事前選別作業を行う場所は、雨水がかからない建屋構造とすること	事前選別を行う施設外への雨水等の流出を防止できる開きよその他の設備設置 隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合には、これを常時排水できる設備を設置 作業員の健康と労働安全衛生上の配慮から、事前選別作業を行う場所は雨水がかからない建屋構造とすること	廃棄物処理法に基づく業許可の取得若しくは業許可が取得可能な水準での作業の実施。
地下水浸透の防止	産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透及び悪臭を発生しないよう必要な措置を講じた施設	地下浸透しないよう、床面の構造、材料の設計、選択を行う 床面はコンクリート構造（具体的な床厚を設定、コンクリート構造かつ液状物浸透防止加工を求める例も）	事前選別物の特徴に適合した作業床面を整備。床構造は、廃棄物の性状や使用重機などを考慮に入れて総合的に検討。 作業床面に漏れ出た液状物が自然に集まり、同時にそれらが地下に浸透しないよう床面の構造、材料の設計・選択 作業床面はコンクリート構造とし、さらにコンクリート構造の床に液状物浸透防止加工を施すことが望ましい。当該作業に重機類を使用する場合は、鋼板製の床とし、この場合滑り止め床面の亀裂や破損の予防保全対策のため一定期間ごとに清掃を行い、床に亀裂等が無いことを点検、記録することが必要。 外部から施設内への流入防止対策が必要。また、油分の浸出には地下浸透を防ぐ目的で必要に応じ排水路及びオイルトラップを設置することが望ましい。	
囲い等設置	（処分基準として規定）	施設出入口に施錠可能な門扉設置 施設内にみだりに人が立ち入らないよう囲いの設置 囲いの材質は耐久性、防音性、防火性等考慮 囲いの高さを設定 解体物等の保管場所に落下物の危険がある場合は、落下防止用シート等の設置	施設出入口に施錠可能な門扉設置 施設内にみだりに人が立ち入らないよう囲いの設置 - 囲いの材質は耐久性、防音性、防火性等考慮 - 囲いは周辺環境との調和に配慮 解体物等の保管場所等に、落下物の危険がある場合は、落下防止用シート等の設置	
上記以外の装置の設置	（産業廃棄物処理施設の種類に応じて規定）	燃料タンクの穴開けに際しエアシリンダー、機械的穴開け装置又はポンプ式抜出装置を利用 フロン等回収装置の設置	事前選別対象物の特徴に適合した事前選別用装置類の充実と整備を図る。	ASRへの鉛等の混入を防ぐため、製造業者等からの情報提供を得つつ、バッテリー等の部品を除去
その他	（処分基準として規定）	公共用水域等に排水する場合、水濁法、下水道法等の規制基準に適合する排水処理設備の設置	公共用水域等に排水する場合、水濁法、下水道法等の規制基準に適合する排水処理設備の設置	

			入口の見やすい箇所に、作業場施設であることを表示する立札等を設置 作業員の動線設定による安全確保	
2. 申請者の能力の基準	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること			
3. 作業方法に係る基準	<p>< 産業廃棄物収集、運搬、処分基準 > <u>収集・運搬に係る基準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集又は運搬に伴う廃棄物の飛散及び流出の防止 ・悪臭・騒音・振動による、生活環境の保全上の支障が生じないように措置 等 ・積替えを行う場合は、以下の措置 <p>周囲に囲いが設けられ、かつ、積替え場所の表示 廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭の発散の防止に必要な措置を講ずること 積替え場所に、ねずみが生息し、及び害虫が発生しないようにすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管を行う場合は以下の措置 <p>廃棄物の保管は、廃棄物の積替え（一定の基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならない</p> <p>保管を行う場合には、次によること</p> <p>a.保管は、次の要件を満たす場所で行う</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 周囲に囲い（保管する廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられ ロ) 産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板の設置 <p>b.廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭の発散の防止に必要な以下の措置を講ずること</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染防止に必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。 ロ) 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないこと。 ハ) その他必要な措置 <p>c.保管の場所に、ねずみが生息し、害虫が発生しないようにすること。</p> <p>保管する廃棄物の数量が、当該保管場所の1日あたりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p> <p><u>処分又は再生に関する基準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集又は運搬に伴う廃棄物の飛散及び流出の防止 ・悪臭・騒音・振動による、生活環境の保全上の支障が生じないように措置 等 	<p>< 事前選別対象物の選別、保管及び処分方法 ></p> <p>事前選別対象物（選別方法等については別添3参照）：</p> <p>ガソリン、軽油、LPG等の燃料類、 エンジン、トランスミッション、ブレーキ、トルクコンバーター等に含まれる各種オイル類、 冷却液、 バッテリー、 蛍光管</p>	<p>< 解体事業者等の役割 ></p> <p>製造事業者等からの情報提供を得つつ、下記の部品等を除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー、銅ラジエター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバルンサ、タンシート製燃料タンク、廃油・廃液等 <p>部材等の再利用への協力</p> <p>< シュレッダー事業者の役割 ></p> <p>ASR埋立処分量の削減に向けた減容・固化設備、溶融・乾留設備等、ASR再処理設備の導入等の努力</p> <p>ASRの分別処理等により得られたものの再利用</p>	

<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用い、環境大臣が定める方法で焼却すること・ 保管を行う場合は以下の措置 上記のa.~c.によること。 適正な処分又は再生を行うため必要な期間を超えて保管してはならないこと。 保管する廃棄物量が、処理施設の1日当たり処理能力に1.4を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること		
--	--	--

<p>E L Vに関する欧州議会及び閣僚理事会指令（EU廃車指令）（2000年9月18日欧州議会・欧州連合閣僚理事会採択）</p> <p>使用済み自動車環境に及ぼす影響を最小限に抑えることにより、環境保全とエネルギー保全に寄与するとともにEU内市場の円滑な活動と競争の歪みを防止するため採択。加盟国は2002年4月21日までにこれを順守するため必要な法律等を発効することとされている。</p>
<p><解体処理施設></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・漏出物回収装置、デカンター、洗剤・脱脂剤を備えた適当な面積の不浸透性面 ・オイルで汚れた部品の不浸透性保管場所 等
<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー等保管容器 ・廃タイヤの保管場所 ・燃料、オイル、冷却液冷媒等を分離保管するための保管タンク
<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設

<使用済自動車無害化処理>

バッテリー、液化ガス用タンクの取り外し

爆発のおそれのある部品（例：エアバッグ）の取り外し又は無害化

燃料、オイル、冷却液、冷媒等の除去、分離回収、保管

水銀を含有していると識別される部品の除去

<再利用の促進>

触媒の取り外し

銅、アルミニウム、マグネシウムを含む金属部品が破碎工程で分離できない場合は材料として有効利用するため取

タイヤ、大型プラスチック構成部品（バンパー、ダッシュボード等）が破碎工程で回収できない場合は材料として有効利用するため取り外し

ガラスの取り外し

